

第21回定時株主総会招集ご通知（交付書面非記載事項） 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

■事業報告

●主要な営業所及び工場	1
●従業員の状況	2
●株式の状況	3
●大株主の状況	3
●新株予約権等に関する事項	4
●責任限定契約の内容の概要	5
●役員等賠償責任保険契約の内容の概要等	5
●社外役員の当事業年度における主な活動状況	6
●会計監査人に関する事項	7
●業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	8

■連結計算書類

●連結持分変動計算書及び連結注記表	11
-------------------	----

■計算書類

●株主資本等変動計算書及び個別注記表	28
--------------------	----

■監査報告

●連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	35
●計算書類に係る会計監査人の監査報告	37
●監査役会の監査報告	39

上記事項につきましては、法令及び当社定款第22条第2項の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

CYBERDYNE株式会社

証券コード 7779

事業報告

1. 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

区 分	名 称	所 在
当 社	本社	茨城県つくば市
	つくばロボケアセンター	茨城県つくば市
	CYBERNICS MEDICAL INNOVATION BASE-A	神奈川県川崎市
	次世代型多目的ロボット化生産拠点（福島事業所）	福島県郡山市
子会社（海外）	Cyberdyne Care Robotics GmbH	ドイツNRW州
	CYBERDYNE USA INC.	アメリカ合衆国カリフォルニア州
	RISE Healthcare Group, Inc.	アメリカ合衆国カリフォルニア州
	CYBERDYNE MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシアクアラルンプール
(国内)	湘南ロボケアセンター株式会社	神奈川県藤沢市
	名古屋ロボケアセンター 久屋店	愛知県名古屋市
	鈴鹿ロボケアセンター株式会社	三重県鈴鹿市
	大分ロボケアセンター株式会社	大分県別府市
	株式会社C 2	東京都文京区
	C E J キャピタル株式会社	茨城県つくば市
	サイバニクス・エクセレンス・ジャパン1号投資事業 有限責任組合	東京都渋谷区

2. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比較増減
211名（56名）	16名減（2名増）

- （注）1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び出向社員の人数です。使用人兼務取締役及び派遣社員は含んでおりません。
2. 契約社員数は（ ）内に別掲しております。
3. 当社グループは、ロボット関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
83名（38名）	増減無（2名増）	45.3歳	8.4年

- （注）1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び出向社員の人数です。使用人兼務取締役及び派遣社員は含んでおりません。
2. 契約社員数は（ ）内に別掲しております。

●会社の株式に関する事項

1. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

区分	発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
普通株式	618,300,000株	137,445,809株	67,840名
B種類株式	77,700,000株	77,700,000株	3名

2. 大株主の状況 (2025年3月31日現在)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
山海嘉之	普通株式 3,042,000 B種類株式 77,696,000	38.24
大和ハウス工業株式会社	普通株式 26,000,000	12.31
野村信託銀行株式会社(投信口)	普通株式 1,690,000	0.80
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	普通株式 1,489,534	0.70
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND	普通株式 1,181,000	0.55
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	普通株式 1,000,455	0.47
野村證券株式会社	普通株式 952,752	0.45
矢野幹夫	普通株式 817,600	0.38
セントラル短資株式会社	普通株式 749,300	0.35
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC	普通株式 671,005	0.31

(注) 1. 当社は、自己株式を 4,014,753 株（普通株式）保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

●新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

CYBERDYNE株式会社2015年第1回ストックオプション／2016年第1回ストックオプション／2017年第1回ストックオプション

名 称 (付与決議日)	CYBERDYNE株式会社2015年 第1回ストックオプション (2015年7月28日決議)	CYBERDYNE株式会社2016年 第1回ストックオプション (2016年5月24日決議)	CYBERDYNE株式会社2017年 第1回ストックオプション (2017年7月25日決議)
新株予約権の数	78個	46個	105個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 (単元株式数は100株) 7,800株	普通株式 (単元株式数は100株) 4,600株	普通株式 (単元株式数は100株) 10,500株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1個あたり180,600円 (1株あたり1,806円)	1個あたり306,000円 (1株あたり3,060円)	1個あたり178,800円 (1株あたり1,788円)
行使期間	2017年7月29日から 2025年7月28日まで	2018年5月25日から 2026年5月24日まで	2019年7月26日から 2027年7月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株あたり発行価格 1,806円 1株あたり資本組入額 903円	1株あたり発行価格 3,060円 1株あたり資本組入額 1,530円	1株あたり発行価格 1,788円 1株あたり資本組入額 894円
新株予約権の行使条件	(注)	(注)	(注)
割当先	社外協力者 1名	社外協力者 1名	社外協力者 1名

(注) 上記新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

●会社役員の状況

1. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役を除く）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額金額としております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は法令違反の行為であることを認識して行った行為等に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由を設けています。

3. 社外役員の当事業年度における主な活動状況

役 職	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	松 村 明	当事業年度に開催された取締役会8回のすべてに出席いたしました。取締役会では医師・大学教員・病院管理者としての専門的な経験から意見を述べており、特に医療ニーズ、医療経営、医療保険に関わる観点から積極的な意見や提案、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	鈴 木 健 嗣	当事業年度に開催された取締役会8回のすべてに出席いたしました。取締役会ではサイバニクス研究に関する専門的な知見やスマートシティ／スーパーシティの担当としての経験から積極的に意見を述べており、特にサイバニクス研究の展開や事業推進について専門的な立場から監督助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	武 藤 華 子	当事業年度に開催された取締役会8回のすべてに出席いたしました。取締役会では企業広報、IR、人事戦略・組織変革コンサルティングに関する専門的な知見やパートナーとしての経験から積極的に意見を述べており、特にリスク管理やガバナンス強化について専門的な立場から監督助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	高 原 勇	2024年6月21日就任以降、当事業年度に開催された取締役会7回のすべてに出席いたしました。取締役会では国内外の事業展開及びイノベーション推進について専門的な立場から監督助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	田 中 一 紹	当事業年度に開催された取締役会8回のすべて、監査役会13回のすべてに出席いたしました。大手総合商社の経営者としての豊富な業務経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行なっております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行なっております。
	藤 谷 豊	当事業年度に開催された取締役会8回のうち7回に、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。金融機関や監査法人で培った豊富な業務経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行なっております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行なっております。
	ケース・フェレコープ	当事業年度に開催された取締役会8回のすべて、監査役会13回のすべてに出席いたしました。法律の専門家としての専門的知見から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行なっております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行なっております。
	岡 村 憲 一 郎	当事業年度に開催された取締役会8回のうち7回に、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行なっております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行なっております。

●会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

項 目	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

●業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しております。

① 当社及び子会社（以下「グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はグループの取締役、使用人が法令・定款及び社内規則を遵守した行動をとるために、企業行動規範を始めとするコンプライアンス体制に係る規程を制定する。当社担当取締役がグループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、体制の構築、整備、維持を行う。また研修、監査、危機管理によって、グループの取締役及び使用人にコンプライアンスを周知徹底し、問題点の把握と解決に努める。

当社は関係会社管理規程を制定し、それに基づき主要な子会社の取締役（及び必要があれば監査役）を選任、子会社の重要事項を当社が承認、一部の子会社管理事務を当社コーポレート部門が担当することにより子会社における業務の適正性を確保する。

当社は当社社長直轄の内部監査部門を設置する。内部監査部門は内部監査規程、関係会社管理規程に基づきグループ全般の、法令・定款及び社内規則の遵守状況、リスクマネジメントに係る内部監査を実施する。その監査結果を、当社社長・監査役会・取締役会に報告する。

法令上疑義ある行為等についてグループの使用人が直接情報提供を行う手段として、ホットライン制度規程を制定し運用する。口頭、メール、チャット、意見箱などによる情報提供についてもホットライン制度規程の対象とする。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行に係る情報の保存及び管理方法を文書管理規程に定め、法令及びこれに従い、当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保管する。

取締役及び監査役は、それらの情報を常時閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループのリスク管理体制の強化を図るため、当社担当取締役はリスクカテゴリーごとの責任部署を定めるとともに、それぞれの担当部署はリスクスコープ、リスクプロファイルの確認・自己評価規則・ガイドラインの制定を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は当社の担当取締役が行うものとする。

新たに生じたリスクについては、対応責任者となる取締役又は部門長を当社社長がすみやかに定める。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制基盤として、取締役会を年間スケジュールに基づき定期的に開催するほか、適宜臨時取締役会を開催する。

当社の取締役会の決定に基づく業務の執行状況は、担当する取締役又は部門長が取締役会において定期的に報告し、監査役がこれを監査する。

中期的な経営方針を立案し、経営環境の変化に伴う影響を随時反映させるとともに、その進捗を取締役会に適宜報告する。

当社は、子会社の取締役の職務が効率的に行われるように、関係会社管理規程を制定し、当社主管部門の管理のもとに子会社を運営する。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は関係会社管理規程を制定し、子会社は規程に従って必要に応じて当社の子会社主管部門に子会社の職務の状況について報告する。

⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役会と協議の上、適切な補助使用人及び兼任の使用人を配置することができる。

当該使用人への指揮命令権は監査役会に帰属し、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の人事考課・異動は、監査役会の同意を得るものとする。

⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、すみやかに当社の監査役に報告する。その他、法令及び当社の監査役会が制定する監査役会規則並びに監査役監査基準に基づき、監査役がグループの取締役及び使用人に対して報告を求めたときは、当該取締役及び使用人はすみやかに監査役に報告する。こうした事実の報告について網羅性を確保するために、当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人は、本項に記載する報告、関連項目に記載の内部監査、ホットライン、会計監査人等からの報告・情報等の聴取・収集に努める。

ホットライン制度規程に従い、グループにおける法令上疑義ある行為や重要なコンプライアンス上の問題が通報された場合は、その内容等についてコンプライアンス担当役員が取締役会に報告する。また、通

報内容及び調査結果を常勤監査役に報告する。

当社の内部監査部門は当社監査役に対してグループにおける内部監査の状況を報告する。また、コンプライアンス担当役員は、必要に応じてコンプライアンスに関する状況を監査役に対して報告する。

⑧ 監査役への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇を行わない。

⑨ 当社の監査費用の処理に係る方針に関する事項

監査役による職務の執行に伴う費用の前払い又は償還の請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出する。

⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が、必要があれば監査役によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保する。

当社は、監査役が取締役及び会計監査人その他の監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保する。

当社は、監査役の求めに応じて、監査役と子会社の監査役との連携及び子会社の使用人からの情報収集の機会を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、上記体制を整備しその運用に努めている。当事業年度に実施した内部統制上重要と考えられる主な取り組みは以下のとおりである。

① コンプライアンス体制

当社グループにおいては、企業行動規範を始めとするコンプライアンス体制に係る規程に基づき、全ての役職員が法令遵守に努めるとともに、コンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を図るため、ホットライン制度規程のもと、その手段等について適宜関係者へ周知徹底している。

② リスク管理体制

当社グループにおいては、当社担当取締役はリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、リスク状況の監視及び対応を実施している。また、その実施状況は、内部監査や監査役監査の対象としている。

③ 取締役の職務執行の効率性

当社においては、取締役会を年間スケジュールに基づき定期的に開催するほか、適宜臨時取締役会を開催し、業務の執行状況の報告（子会社を含む）、年度の業績進捗等（子会社を含む）について、確認している。

連結計算書類

連結持分変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体 の換算差額	新株予約権
2024年4月1日残高	10	42,811	△1,188	△1,329	523	19
当期損失（△）	－	－	－	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	68	19	－
当期包括利益合計	－	－	－	68	19	－
自己株式の取得	－	－	△0	－	－	－
非支配持分との資本取引	－	△514	－	－	－	－
企業結合による変動	－	－	－	－	△43	－
所有者との取引額合計	－	△514	△0	－	△43	－
2025年3月31日残高	10	42,297	△1,188	△1,261	499	19

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	合計
	その他の資本の 構成要素	利益剰余金	合計		
	合計				
2024年4月1日残高	△787	△95	40,752	△275	40,477
当期損失（△）	－	△577	△577	△129	△706
その他の包括利益	87	－	87	10	97
当期包括利益合計	87	△577	△490	△120	△609
自己株式の取得	－	－	△0	－	△0
非支配持分との資本取引	－	△114	△628	185	△443
企業結合による変動	△43	△16	△59	228	169
所有者との取引額合計	△43	△130	△687	413	△274
2025年3月31日残高	△743	△801	39,575	18	39,593

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

鈴鹿ロボケアセンター株式会社、湘南ロボケアセンター株式会社、大分ロボケアセンター株式会社、Cyberdyne Care Robotics GmbH、CYBERDYNE USA INC.、CEJキャピタル株式会社、サイバニクス・エクセレンス・ジャパン1号投資事業有限責任組合、株式会社C2、RISE Healthcare Group, Inc.

連結範囲の変更

当連結会計年度において、LeyLine GmbHの全株式を譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社志成データム

持分法を適用した共同支配企業の状況

持分法を適用した共同支配企業の数 1社

持分法を適用した共同支配企業の名称

CYBERDYNE Omni Networks株式会社

(4) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産の通常の方法による売買はすべて、決済日基準により認識及び認識の中止を行います。通常の方法による売買とは、市場における規則又は慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しが要求される金融資産の購入又は売却をいいます。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものにについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識いたします。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識時点以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定いたします。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識時点以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定いたします。

信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたっては、内部信用格付の格下げや、取引先の経営成績の悪化、期日経過情報等を考慮し

ております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価いたします。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増大の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る金額は、純損益で認識しております。

減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益として戻入しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。取得原価は、製品及び仕掛品については個別法によって、商品及び原材料については移動平均法によって算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべてのコストを含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

③ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3年～50年

オペレーティング・リース資産 5年

工具、器具及び備品 2年～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

借手としてのリース

リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。

使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料、発生した当初直接コスト等を調整した取得原価で当初測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリースの延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として測定しております。

リース負債は、未払リース料総額をリースの計算利率ないし借手の追加借入利率で割り引いた現在価値で当初測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

なお、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な方法により費用として認識しております。

貸手としてのリース

当社グループが貸手となるリースについては、リース契約時にそれぞれのリースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類しております。

当社グループは、それぞれのリースを分類するにあたり、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて移転するか否かを総合的に評価しております。移転する場合はファイナンス・リースに、そうでない場合はオペレーティング・リースに分類しております。この評価の一環として、解約不能期間等を基礎としたリース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めているかなど、特定の指標を検討しております。

オペレーティング・リース取引によるリース料については、連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により収益として認識しております。なお、オペレーティング・リースとして貸与している主にHA[®]等の機体は、オペレーティング・リース資産として連結財政状態計算書に表示しております。

ファイナンス・リース取引においては、製造業者又は販売業者である貸手となる場合、開始日において、収益、売上原価、及びIFRS第15号が適用される売切り販売についての方針に従った販売損益を認識しております。

⑤ のれんに関する事項

企業結合により生じたのれんは、取得日時点で測定した取得価額が、被取得企業の識別可能な資産及び負債の公正価値に対して超過した額によって当初測定しており、償却は行いません。のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

⑥ 無形資産の償却方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発コストを除き、その支出はすべて発生した期の費用として計上しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

ソフトウェア 5年

特許権 8年

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑦ 非金融資産の減損

棚卸資産を除く非金融資産については、各報告期間の末日現在に、資産又は資金生成単位が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しております。

なお、資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位をいいます。

回収可能性の測定においては、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額とし、この回収可能価額と帳簿価額を比較して、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その額を減損損失として純損益で認識しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。なお、使用価値とは、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値です。

のれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。その他の資産又は資金生成単位の減損損失の戻入れについては、各報告期間の末日に、過年度に減損損失を計上した資産又は資金生成単位において、当該減損損失が消滅又は減少している可能性を示す兆候がある場合には、その資産又は資金生成単位の回収可能性を評価しております。回収可能価額が資産又は資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額から必要な償却又は減価償却費を控除した後の帳簿価額を上限として、減損損失の戻入れを行います。

⑧ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見

積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

⑨ 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与については、それらを支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

有給休暇費用については、将来の有給休暇等の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時点で負債として認識しております。

⑩ 収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

詳細は、「(連結損益計算書に関する注記) (売上収益)」を参照ください。

⑪ 外貨換算

(i) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レート、又はそれに近似するレートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定する外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産については、その他の包括利益として認識しております。

(ii) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については著しい変動がない限り期中の平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

⑫ サイバニクス・エクセレンス・ジャパン1号投資事業有限責任組合に関する重要な会計方針

(i) 当社によるサイバニクス・エクセレンス・ジャパン1号投資事業有限責任組合の連結

当社は、サイバニクス・エクセレンス・ジャパン１号投資事業有限責任組合（以下、「CEJファンド」という。）を以下の理由により連結しています。

当社は、GP（無限責任組員）であるCEJキャピタル株式会社（当社連結子会社）を通じて、CEJファンドの投資の意思決定を行い、CEJファンドに対するパワーを有しているため、ファンドに対しIFRS第10号「連結財務諸表」に基づく支配力を有しています。

なお、CEJファンドから支払われるGPであるCEJキャピタル株式会社への管理報酬及び成功報酬等は内部取引として連結上消去しています。

(ii) CEJファンドによる投資

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(iii) CEJファンドに対するLP（有限責任組員）の出資持分

CEJファンドは、出資する各LPに対して資金拠出の要請（以下、キャピタル・コール）を行います。

(a) 当社以外のLPの出資持分

CEJファンドは、投資事業有限責任組合契約において存続期間（効力発生日から最大12年間）が予め定められており、CEJファンドに出資する当社以外のLP（以下、「外部投資家」）が保有するCEJファンドに対する持分は、分配及び払戻しされることが明記されています。このため、連結財政状態計算書上「CEJファンドにおける外部投資家持分」として負債に計上し、「償却原価で測定する金融負債」に分類しています。当該負債の帳簿価額は、各四半期末で同ファンドを清算したと仮定した場合、投資事業有限責任組合契約に基づき外部投資家に帰属する持分の金額です。

「CEJファンドにおける外部投資家持分」は、キャピタル・コールに基づく外部投資家からの払込、外部投資家への分配・払戻し、CEJファンドの業績により変動します。このうちCEJファンドの業績による変動は、連結損益計算書上、「CEJファンドに係る損益」に含めて表示しています。また、「CEJファンドに係る損益」にはCEJファンドの設立費用及び管理費用などが含まれます。

(b) 当社の出資持分

LPとしての当社のCEJファンドへの出資は、連結上消去します。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した本社グループの金額

オペレーティング・リース資産	353百万円
有形固定資産	4,200百万円
使用権資産	96百万円
無形資産	18百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑦ 非金融資産の減損」に記載のとおり、上記(1)の各資産を含む非金融資産については、各報告期間の末日現在に、資産又は資金生成単位が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しております。

当社の営業損益は継続してマイナスとなっているため、上記(1)の各資産が属する資金生成単位に減損の兆候を識別しており、減損テストの実施にあたり、資金生成単位における回収可能価額を処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方により測定しております。このうち使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された事業計画を基礎とし、事業計画が対象とする期間後は、将来の不確実性を考慮した成長率を用いて見積もっております。

使用価値の見積りにおいては、医療機器承認及び保険収載の時期や確度、導入施設数及び販売単価の予測並びに割引率等を重要な仮定として用いております。

これらの予測は、高い不確実性を伴い、使用価値の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 減損損失

当連結会計年度において、連結子会社であるLeyLine GmbH (以下、LeyLine社) に係るのれんの将来の回収可能性を検討し、減損損失175百万円を連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

LeyLine社については、買収当初想定していた収益性が見込まれなくなったことからのれんの帳簿価額を回収可能額まで減額したものであります。

2. 金融商品の公正価値評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

「その他の金融資産」のうちレベル3に 分類される金融商品 (非上場株式等)	14,823百万円
--	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ① 金融資産の評価基準及び評価方法」及び「金融商品に関する注記 金融商品の状況に関する事項 (3) 金融商品の公正価値等に関する事項」に記載しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	18百万円
--------------	-------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	4,681百万円
-----------------------------	----------

(3) 使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	568百万円
----------------------------	--------

(4) 国庫補助金等により取得価額から控除している圧縮記帳額

建物	631百万円
----	--------

機械及び装置	145百万円
--------	--------

工具、器具及び備品	211百万円
-----------	--------

土地	96百万円
----	-------

ソフトウェア	5百万円
--------	------

(5) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりです。

当座貸越極度額	800百万円
---------	--------

借入実行残高	一百万円
--------	------

差引額	800百万円
-----	--------

(連結損益計算書に関する注記)

(売上収益)

(1) 収益の分解

分解した収益の内訳は以下のとおりです。

収益認識の時期

一定の期間にわたり移転されるサービス	2,178百万円
--------------------	----------

一時点で移転される財	411百万円
------------	--------

一時点で移転されるサービス	1,795百万円
---------------	----------

合計	4,384百万円
----	----------

(注) 単一セグメントであるため、セグメント別の収益の内訳は記載しておりません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

一定の期間にわたり移転されるサービス

一定の期間にわたり移転されるサービスには、個別レンタル契約に基づくレンタル料収入、財の利用権の貸手となる場合のファイナンス・リースに係る収益に関連する保守契約に基づく保守売上、スマートフォン向けアプリの提供・運営による利用料売上及びスポンサー収入が含まれております。

レンタル料収入は、顧客が対象製品を検収後、レンタル期間にわたり、使用量に応じた従量料金を各月の収益として認識する、又は、リース期間にわたって定額法により各月の収益として認識しております。

保守売上については、履行義務が契約期間にわたり時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、期間均等額で収益を計上しております。

スマートフォン向けアプリの提供・運営による利用料売上は、アプリケーションを通じてサービスを一定期間にわたり提供しており、時の経過に応じて収益を計上しております。

スポンサー収入は、タイトルスポンサー契約を締結し、スポンサーであることを表記することができる権利等を契約期間にわたり提供しており、時の経過に応じて収益を計上しております。

一時点で移転される財

一時点で移転される財には、売買契約に基づく商品及び製品の販売による収益、及びファイナンス・リースに係る収益が含まれております。

商品及び製品の販売については、主として顧客が検収した時点で履行義務を充足したと判断しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払を受けております。取引価格について、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社製品（HAL®等）に関する利用権の貸手となる場合、当該取引はファイナンス・リースに分類されております。ファイナンス・リースに係る収益は、製造業者又は販売業者の貸手として物品販売と同様に会計処理しており、顧客が検収した時点で履行義務が充足したと判断し、その収益は一時点で認識しております。

一時点で移転されるサービス

一時点で移転されるサービスには、主として当社グループが運営する治療センター及びロボケアセンターでのエンドユーザー（患者等）向けのサイバニクス治療及びトレーニングサービスの提供による収益が含まれております。その他に、受託開発業務の提供による収益も含まれております。

サイバニクス治療及びトレーニングサービスの提供による履行義務は、トレーニングサービス等の提供が完了した時点で充足したと判断しております。受託開発業務の提供による履行義務は、顧客が検収した時点で充足したと判断しております。

なお、収益の計上基準については、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ⑩収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 収益の金額を理解するための情報

① 契約残高の変動

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	663百万円	622百万円
契約負債		
前受金	280百万円	274百万円

(注) 前受金の期首残高のうち認識した収益の金額は174百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 履行義務の充足時期

物品の販売に付随して発生する保守契約に関する売上収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

1年以内	41百万円
1年超5年以内	46百万円
合計	87百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	137,445,809	—	—	137,445,809
B種類株式	77,700,000	—	—	77,700,000
合計	215,145,809	—	—	215,145,809

2. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類と数

普通株式 22,900株

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、研究開発型企業として革新的製品の研究開発や臨床・実証研究及び各種認証取得を推進し、その製品の上市やサービス展開によって収益を確保することにより持続的な成長を実現し、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・市場リスク等）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については金融機関等からの借入及び社債発行により行っております。

また、デリバティブ取引については投機的な取引を行わない方針です。

① 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。

(i) 営業債権及びその他の債権

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループでは、新規取引発生時に顧客の信用状況について社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底しており、また与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の低減を図っております。

未収入金については、取引先の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどは短期間で決済されております。

(ii) 短期投資

現金及び現金同等物、及びその他の金融資産に含まれている短期投資は、安全性及び流動性の高い金融商品です。

連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。なお、特定の取引先について、重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

当社グループでは、主に営業債権などの償却原価で測定する金融資産について、回収可能性や信用リスクの著しい増大などを考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定し、貸倒引当金を計上しております。信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたっては、取引先の経営成績の悪化、期日経過情報などを考慮しております。

当社グループにとって特に重要な金融資産である売掛金における貸倒引当金は、全期間の予想信用損失を集合的に測定しておりますが、期待将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象などが発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定してお

ります。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収不能や、再三の督促に対しての回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

また、当社グループが売掛金の全体又は一部を回収するという合理的な期待を有していない場合には、社内での審議・承認のプロセスを踏み、帳簿価額を直接減額しております。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。また、当社グループの顧客は、信用力の高い企業であることから、信用リスクは限定的であることも踏まえ、期日が経過している債権をほとんど有しておらず、売掛金の減損及び貸倒引当金への影響は軽微です。

当社グループは、重大な金融要素を含んでいない営業債権に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しております。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

当社は、コーポレート部門が資金繰計画を適宜更新するとともに、手元流動性を一定額に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

③ 為替リスク管理

当社グループは、海外で事業活動を展開していることから、機能通貨以外の通貨で実施する取引から発生する為替変動リスクに晒されております。

なお、為替相場の変動が当社グループの損益に与える影響は軽微であるため、記載を省略しております。

また、当社グループの在外営業活動体の財務諸表の換算に伴い、その他の包括利益が変動しますが、その影響は当社グループにとって重要なものではないと考えております。

(3) 金融商品の公正価値等に関する事項

2025年3月31日における連結財政状態計算書計上額、公正価値については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
(金融資産)		
償却原価で測定する金融資産		
敷金・保証金	89	90
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
株式	11,999	11,999
転換社債	1,853	1,853
その他	11	11
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
株式	1,164	1,164
(金融負債)		
償却原価で測定する金融負債		
CEJファンドにおける外部投資家持分	5,165	5,165
社債及び借入金	38	38

(注) 敷金・保証金の公正価値はレベル2に分類しております。

当社グループの主な金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産（流動）、営業債務及びその他の債務)

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産（流動）、営業債務及びその他の債務については、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、上記表の記載は省略しております。

(その他の金融資産（非流動）)

上場株式の公正価値については、公表市場価格で測定しています。

非上場株式等の公正価値については、直近の取引価格を用いる方法、類似企業比較法、直近の入手可能な情報に基づく純資産に対する持分に基づく方法、将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づく方法等のうち、最適な評価技法を用いて算定しております。

敷金・保証金については、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(CEJファンドにおける外部投資家持分)

CEJファンドにおける外部投資家持分については、当該帳簿価額を各四半期末で同ファンドを清算したと仮定した場合の外部投資家に帰属する持分の金額としており、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(社債及び借入金)

社債は、市場価格又は取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産	13,863	29	－	13,834	13,863
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産	1,164	175	－	990	1,164

当社グループの主な金融商品の公正価値の算定方法及びインプットの説明は以下のとおりです。

(その他の金融資産（非流動）)

上場株式の公正価値については、公表市場価格で測定しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1の時価に分類しております。

非上場株式等の公正価値については、直近の取引価格を用いる方法、類似企業比較法、直近の入手可能な情報に基づく純資産に対する持分に基づく方法、将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づく方法等のうち、最適な評価技法を用いて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり親会社所有者帰属持分…………… 187円35銭

(注) 1 株当たり親会社所有者帰属持分の算定上の基礎は次のとおりです。

親会社の所有者に帰属する持分の合計額	39,575百万円
親会社の所有者に帰属する持分の合計額から控除する金額	19百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る期末の親会社所有者帰属持分	39,556百万円
1 株当たり親会社所有者帰属持分の算定に用いられた期末の普通株式及び普通株式と同等の株式の数	211,131,056株

2. 基本的 1 株当たり当期損失…………… 2円73銭

(注) 基本的 1 株当たり当期損失の算定上の基礎は次のとおりです。

親会社の所有者に帰属する当期損失	577百万円
普通株主及び普通株式と同等の株式を有する株主に帰属しない金額の内訳	－百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る親会社の所有者に帰属する当期損失	577百万円
期中平均株式数	211,131,120株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

株主資本等変動計算書（2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	10	26,714	16,413	43,128	0
当期変動額					
当期純損失（△）	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－
当期末残高	10	26,714	16,413	43,128	0

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△3,159	△3,159	△1,188	38,790
当期変動額				
当期純損失（△）	△827	△827	－	△827
自己株式の取得	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	△827	△827	△0	△827
当期末残高	△3,986	△3,986	△1,188	37,964

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	65	65	19	38,874
当期変動額				
当期純損失（△）	－	－	－	△827
自己株式の取得	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10	10	－	10
当期変動額合計	10	10	－	△816
当期末残高	75	75	19	38,058

(百万円未満を四捨五入して表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
関係会社株式及び関係会社出資金	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品	個別法による原価法
原材料、商品	移動平均法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法

なお、収益性の低下した棚卸資産については、簿価を切下げております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、賃貸用資産、並びに、工具、器具及び備品の一部については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年～50年
構築物	10年～20年
機械及び装置	5年～7年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～20年
賃貸用資産	5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

ソフトウェア	5年
特許権	8年

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

4. 収益の計上基準

当社では、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

詳細は、「収益認識に関する注記」を参照ください。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 13,443百万円

無形固定資産 18百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

上記(1)の各資産を含む固定資産については、各事業年度の末日現在に、資産又は資産グループに減損の兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、当該資産又は資産グループについて減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

当社の営業損益は継続してマイナスとなっているため、上記(1)の各資産について減損の兆候を識別しており、減損損失を認識するかどうかを判定するために、経営者によって承認された事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積もっております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りの基礎とした事業計画には、医療機器承認及び保険収載の時期や確度、導入施設数及び販売単価の予測等を重要な仮定として用いております。

これらの予測は、高い不確実性を伴い、割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産 4,605百万円

上記金額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 国庫補助金等により取得価額から控除している圧縮記帳額

建物 631百万円

機械及び装置 145百万円

工具、器具及び備品 211百万円

土地 96百万円

ソフトウェア 5百万円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりです。

当座貸越極度額	800百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	800百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	270百万円
長期金銭債権	1,199百万円
短期金銭債務	127百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	59百万円
その他の営業取引高	329百万円
営業取引以外による取引高	153百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	4,014,753株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金及び資産除去債務等であります。

(注) 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が適用されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年2月21日開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について、従来の34.3%から35.1%に変更される見込みです。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

一定の期間にわたり移転されるサービス

一定の期間にわたり移転されるサービスには、個別レンタル契約に基づくレンタル料収入及び、財の利用権の貸手となる場合のファイナンス・リースに係る収益に関連する保守契約に基づく保守売上が含まれております。

レンタル料収入は、顧客が対象製品を検収後、レンタル期間にわたり、使用量に応じた従量料金を各月の収益として認識する、又は、リース期間にわたって定額法により各月の収益として認識しております。

保守売上については、履行義務が契約期間にわたり時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、期間均等額で収益を計上しております。

一時点で移転される財

一時点で移転される財には、売買契約に基づく商品及び製品の販売による収益、及びファイナンス・リースに係る収益が含まれております。

商品及び製品の販売については、主として顧客が検収した時点で履行義務を充足したと判断しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払を受けております。取引価格について、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社製品（HAL®等）に関する利用権の貸手となる場合、当該取引はファイナンス・リースに分類されております。ファイナンス・リースに係る収益は、製造業者又は販売業者の貸手として物品販売と同様に会計処理しており、顧客が検収した時点で履行義務が充足したと判断し、その収益は一時点で認識しております。

一時点で移転されるサービス

一時点で移転されるサービスには、主として当社グループが運営する治療センター及びロボケアセンターでのエンドユーザー（患者等）向けのサイバニクス治療及びトレーニングサービスの提供による収益が含まれております。

サイバニクス治療及びトレーニングサービスの提供による履行義務は、トレーニングサービス等の提供が完了した時点で充足したと判断しております。

なお、収益の計上基準については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名前	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%) (注) 1.	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	RISE Healthcare Group, Inc.	所有 100% (100%)	資金の貸付	資金の貸付 (注) 2.	—	投資その他の 資産 (その他)	1,040
				利息の受取 (注) 2.	52	未収入金	95

(注) 1. 「議決権等の所有（被所有）割合」の（ ）内は、間接所有割合で内数です。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案した利率を合理的に決定しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額…………… 180円17銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりです。

純資産の部の合計額	38,058百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	19百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る期末の純資産額	38,038百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式及び 普通株式と同等の株式の数	211,131,056株

2. 1株当たり当期純損失…………… 3円91銭

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりです。

当期純損失	827百万円
普通株主及び普通株式と同等の株式を有する株主に帰属しない金額の内訳	－百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純損失	827百万円
期中平均株式数	211,131,120株

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

CYBERDYNE株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 東京事務所	トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古谷 大二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 寺田 大輝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、CYBERDYNE株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、CYBERDYNE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目

の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

CYBERDYNE株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 東京事務所	トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古谷 大二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 寺田 大輝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、CYBERDYNE株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及びその結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）、並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

CYBERDYNE株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 田 中 一 紹 ㊞

監 査 役（社外監査役） 藤 谷 豊 ㊞

監 査 役（社外監査役） Cornelis Vellekoop ㊞

監 査 役（社外監査役） 岡 村 憲一郎 ㊞